

原 第 3 8 号
令和2年7月30日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野立夫様

松江市長 松浦正敬
(原子力安全対策課)

島根原子力発電所1号機 第3回定期事業者検査の実施について

令和2年7月9日付け島原本広第205号をもって連絡のあった件について、平成29年7月10日付け原第46号をもって要請した事項はもとより、周辺住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、下記事項に十分留意し、定期事業者検査に万全を期されるよう申し入れます。

記

- 1 定期事業者検査の実施にあたっては、検査制度改正の趣旨を踏まえ、確実に実施するとともに、自らの主体性により継続的に安全性を追求すること。
- 2 周辺住民の安心・安全及び作業従事者の安全確保を最優先とし、周辺環境への放射線管理を厳重に行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策についても、引き続き徹底すること。
- 3 全ての点検・工事について、対象機器はもとより周辺機器等に不具合が生じないよう作業手順等の確認を徹底し、工程管理と品質管理を厳重に行うなど品質保証活動に万全を期すこと。また、不具合が判明した場合は、不適合管理を行い適切に処理すること。
- 4 他プラント等で発生したトラブル事象を踏まえた確かな水平展開を行う等、安全かつ着実な廃止措置の実施に努めること。
- 5 火災については、巡視体制の強化を図るとともに、火気、油及び薬品等の取り扱いには慎重を期す等火災防止対策を万全にすること。
- 6 異常を確認した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその内容を市へ報告すること。
- 7 周辺住民の安心の確保のため、定期事業者検査の状況については、住民にわかりやすく情報提供すること。